

## COVID-19 の規制により影響を受ける PEFC 認証企業の CoC 審査へのガイダンス

Version 5 (2020 年 5 月 25 日) [日本語訳]

### 文書改訂状況

バージョン	日付	変更、修正
V4	2020 年 3 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 認証の有効期間の延長に関する規則の変更</li><li>・ マルチサイト認証の内部監査プログラムに関する仕様</li></ul>
V4.1	2020 年 3 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ マルチサイト組織の内部監査に関する参照の誤表記</li><li>・ 編集時における重複間違いのため 4 B 項を削除</li><li>・ 新規追加の規則の修正</li></ul>
V4.2	2020 年 3 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 編集上の修正</li></ul>
V4.3	2020 年 4 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 有効期間を 6 か月まで延長する場合の追加の定期審査の期間</li><li>・ リモート定期審査の制限緩和、明確なリスク分析の要求</li><li>・ リモート定期審査が可能でない場合の、期間の延長が 6 か月まで延長される</li></ul>
V5	2020 年 5 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 認証機関がリモート審査を行うための、方針や手順必要に応じて PEFC への報告なども含む、更なる仕様</li><li>・ リモートで初回審査をする許可</li><li>・ 更新審査に特化した章を新設</li></ul>

### 背景

COVID-19 の世界的な拡大により、旅行や医療上の規制が審査活動に影響を及ぼしている。この災害により影響を受ける認証機関や認証企業に柔軟性を与えるために、PEFC は以下のガイダンスを発行するものである。

旅行（訪問）制限の影響を緩和する主な方法は、リモート（遠隔）監査の実施であり、これが十分でない場合は、期間の延長が認証に影響する。このガイダンスは IAF 文書と最近改訂された PEFC の CoC 審査を行う認証機関の規格 PEFC ST 2003:2020 に基づいている。

このガイダンスの発効は発行日（2020 年 3 月 10 日）に認証機関に適用され、それが PEFC 評議会により解除されるまで適用となる。

### 参照文書

PEFC ST 2003:2012, Requirements for Certification Bodies operating Certification against the PEFC International Chain of Custody Standard

PEFC ST 2003:2020 Requirements for Certification Bodies operating Certification against the PEFC International Chain of Custody Standard

IAF Informative Document on the Management of Extraordinary Events or Circumstances Affecting ABs, CABs and Certified Organizations (IAF ID 3: 2011 - Issue 1)

IAF Mandatory Document for the Use of Information and Communication Technology (ICT) for Auditing/Assessment Purposes (IAF MD 4:2018 - Issue 2)

ISO 19011:2018 Guidelines for auditing management systems

## ガイダンス

### 1 このガイダンスの特定のルールを適用するための一般的な手順

- A. 認証機関は、COVID-19 問題により認証企業（組織）が影響を受ける場合に実行すべき、方針と手順の概要を作らなければならない。その方針とプロセスは、影響を受ける組織自体、例えば労働者へのリスクのために活動を削減しなければならない生産工場だけでなく、サプライチェーンを大幅に調整しなければならない組織の顧客などをカバーできる。
- B. この文書化された方針とプロセス（手順）は、以下の事項を求められる；
- a) 認証の開始または継続のリスク評価を含めること。
  - b) 認証機関と認証取得者の双方において、リモート審査を実施するために必要な技術的および運用上のリソースについて検討する。技術リソースは、IAF MD 4 に準拠した ICT ツールの使用に基づくものとする。
  - c) 認証機関と認証取得者の双方において、リモート審査を実施するために必要な人材レベル（知識、トレーニングなど）の資格と能力について検討する
  - d) 該当する法律に従って、データと情報の流れ、管理、保護、および取り扱いに関する機密性を確保すること。
- C. 認証組織（企業）が COVID-19 問題により影響をうけるかどうか、及びどの程度まで受けるのかについての証拠を提出できるよう、それぞれのケースごとに認証機関により評価・文書化されなければならない。
- D. 認証の開始または継続をしていくためのリスクの評価と、意思決定は、認証機関の方針と手順に従って、各ケースに対して実施および文書化されなければならない。
- E. 認証機関はまた、認証組織（企業）の場所が審査員にとって訪問困難あるいは勧められないとい

う理由（例えば国家あるいは地域の規制や健康上のリスク、フライトのキャンセルなど）により審査を計画及び実行するのが難しい場合に関連し、リスクを考慮する必要がある。

F. これらの対処は、認証機関の管理により実施する評価によって、COVID-19 問題により影響を受ける企業にのみ適用される。その他の場合には適用されない。

G. 旅行および医療上の制限が解除されたらすぐに、該当する規格およびその他の該当する手順に従って、審査が実施されなければならない。

## 2 初回審査

A. 定められた方針と手順に従って認証機関が審査実施の評価を行い、信頼できる審査をリモートで実施できることを示した場合にはいつでも、初回審査をリモートで実施することができる。その次の定期審査は現場で行われなければならない。

B. 品物(商品)の現物所有を伴わない組織（企業）については、認証機関が、全認証範囲の審査が ICT ツールを使用して可能な場合であるということを示せるのであれば、その次の定期審査は現場審査でなくてもよい。

## 3 定期審査

A. 次の場合には、現地審査は文書、記録のレビューなど他の審査手法によって代替してもよい；

- a. 認証機関が、使用された監査手法が、認証された企業の認証基準の遵守に十分な信頼を提供することを正当化でき、現場で審査を実施しない潜在的なリスクが特定され軽減されることを正当化できる時、または、
- b. 前回の初回、定期又は更新審査の際に不適合が指摘されなかったか、不適合への是正措置が他の審査手法により明確に確認できた場合、及び、
- c. 認証された組織が、CoC 規格に基づき保管する必要のあるすべての記録あるいは、認証機関が独立したサンプリングを確立できるようにするすべての記録のリストを、認証機関に対して提供する場合。もし定期審査をこの文書 3 A に従って他の審査手法により代替することができない場合、その定期審査を 6 か月を超えない範囲で延長することができる。6 か月の期間が終了した時点で、その時点での旅行及び医療上のアドバイスを元に見直されなければならない。

## 4.更新審査

A. 林産製品の現物所有を伴わない組織（企業）については、認証機関が、全認証範囲の審査が ICT

ツールを使用して可能であるということを示すことができる場合には、更新審査は IAF MD4 に従って ICT ツールでの遠隔審査を行ってもよい。

- B. 林産製品の物理的所有をしている組織（企業）で、前回の審査以降 PEFC 認証主張を付した林産製品の調達あるいは販売を行っていない場合は、この文書の規則 4A が適用される。
- C. この文書の要求事項 4 A 及び 4 B が適用されない更新審査については、認証の有効期間を 12 か月を超えない範囲で延長してもよい。12 か月の期間が終了した時に、その時点での旅行と医療上のアドバイスに基づいて見直されなければならない。認証期限が（元の認証期限を元として）3 か月を超えて延長された時には、別途、定期審査が行われなければならない。
- C. 旅行および医療上の規制が解除され次第（このガイダンス文書の第 1 章 G に記載されているように）、更新審査が行われない場合には、認証書は一時停止される。

## 5. マルチサイト企業

### 5.1 内部監査プログラム

マルチサイト認証を受けている組織の内部監査は、次のルールが適用される；

- A. 次の場合は、現地での内部監査は、文書及び記録のレビューなど他の審査手法により代替されてもよい：
  - a. 内部監査人は、使用された監査手法が、認証された組織の認証基準の遵守に十分な信頼を提供することを正当化できる、及び
  - b. 前回の初回、定期又は更新審査あるいは内部監査の際に不適合が指摘されなかったか、不適合への是正措置が他の審査手法により明確に確認できた場合、及び
  - c. マルチサイト認証のメンバーは、CoC 規格に基づき保管する必要のあるすべての記録あるいは、認証機関が独立したサンプリングを確立できるようにするすべての記録のリストを、内部監査人に提供する場合。

### 5.2 サイトの追加

サイトの追加は、定期あるいは更新審査中、または、特定の条件下では審査時以外に行ってもよい。

- A. 定期あるいは更新審査時のサイトの追加：この場合、この文書 2 項、3 項及び 4 項で説明されている初回、更新及び定期審査の要求事項は、マルチサイトの内容に適用される。
- B. 審査と審査の間のサイト追加：認証の範囲内であれば、認証機関が審査と審査の間に既存の認証にサイトを追加できる。審査の間に追加できるサイトの数は、前回審査での既存のサイトの 100%までに制限される。ただし次の要件を満たしている必要がある；

- a. 認証機関は、認証組織（企業）から前もって、CoC 認証の対象となる審査の間にサイトを追加したい旨の希望と、そのサイト数を通知されていなければならない。
- b. 認証機関は、適用される CoC の方法や CoC の対象となる製品など、追加サイトが対象となる CoC 手順を、認証組織（企業）から取得しなければならない。
- c. 認証機関は、認証に含めることを検討されるサイトについての内部監査レポートを入手しなければならない。
- d. 認証機関は、内部監査の結果をレビューし、認証組織（企業）の希望を検討するために追加情報が必要かどうかを決定しなければならない。
- e. レビューの結果(d)に基づき、認証機関は追加サイトの現地審査が必要か、上記(b)(c)や(d)のレビューが、サイトの追加ができるかどうかの十分な根拠を示しているかなどの決定をしなければならない。
- f. CoC 認証へのサイト追加がされるにあたり、事前にサイトの現地審査が必要ない場合、これ（ら）新しいサイトへの現地審査は、次の予定された定期審査時、又はそれより前に現地訪問審査を行うこととする。
- g. 認証機関は、PEFC の通常のサンプリング要求事項に従って新しいサイトへのサンプリングが必要かどうかを判断する必要がある。

## 6. 是正措置の検証

- A. 未解決の不適合への是正措置は、認証機関が、他の認証手法により検証の実行をするのに十分に明確な証拠を示すことができることを保証するのであれば、現地審査以外の認証手法により検証することができる。
- B. 未解決の不適合に対する是正措置が他の審査手法で明確に検証できない場合は、次のルールが適用される；
  - a. 一時停止された認証については、その一時停止は是正措置が検証されるまでは延長される。COVID-19 に関連する制限のために是正措置の検証が欠如しても、認証は取り消されない。
  - b. 有効な認証であるが是正措置の検証が保留になっている場合は、検証期限は 6 か月を超えない範囲で延長できる。この期限は、6 か月の期限が終わった際に、その時点での旅行及び医療上のアドバイスに基づいて見直されなければならない。

## 6 PEFC への連絡

- A. 認証機関は、認証へのどんな変更も即時に PEFC（日本では SGEC/PEFC ジャパン）に知らせなければならない。
- B. 認証機関は、方針と手順、及び/又は実施した評価、特定のケースについての決定事項に関して、要望があればその写しを PEFC（日本では SGEC/PEFC ジャパン）に提出しなければならない。